

令和4年3月10日

市内保育所  
市内学童保育 各位

横手市役所商工労働課

### 小学校休業等対応助成金・支援金制度のご案内について

国では、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、小学校・保育所等の臨時休業により、子どもの世話をするため仕事を休まざるを得ない保護者および保護者が勤務する事業主を支援するため、「小学校休業等対応助成金・支援金制度」を実施しております。

つきましては、市内保育所、学童保育を利用している保護者の皆様に対し、本制度のご案内をお願いします。

#### 小学校休業等対応助成金・支援金制度とは？

新型コロナウイルス感染症への対応として、小学校、保育所等の臨時休業等に伴い、子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給の休暇を取得させた事業主等を対象として、休暇中に支払った賃金相当額を支給する制度です。

なお、助成金制度は「労働者を雇用している事業主」向け、支援金制度は、「委託を受けて個人で仕事する方」向けの制度となります。

制度の詳細は、下記のQRコードから厚生労働省のホームページにアクセスしてください。

助成金制度



支援金制度



#### 相談窓口のご案内

秋田労働局では、労働者の方から「会社に小学校休業等対応助成金制度の活用をしてもらいたい」等の相談を受け付ける特別相談窓口を設置しております。

労働局では、相談内容に応じて、事業主へ特別休暇導入、助成金活用の働きかけを行います。

制度詳細は、右のQRコードから厚生労働省のホームページにアクセスしてください。

「小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口」

電話 018-862-6684

受付時間 午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日を除く)



〒013-8502

横手市旭川一丁目3番41号

横手市商工観光部商工労働課

TEL 0182-32-2115

FAX 0182-32-4021